

宇都宮市の指定医療機関以外で定期予防接種を希望される方へ

やむを得ない事情により、①栃木県外の医療機関、または②栃木県内（市外）の指定されていない医療機関（指定されている協力医療機関については市ホームページをご参照ください）で予防接種を受ける場合には、【予防接種を受ける自治体（市町村）や医療機関等】に対して【宇都宮市】が発行した「予防接種依頼書」をお持ちいただく必要があります。手続きは以下のとおりです。裏面の図もご覧ください。

① 事前確認

接種を受ける滞在地の自治体（市町村）の予防接種担当課にお問い合わせ、以下3点をご確認ください。ワクチンの種類ごとに接種方法等が異なる場合がありますのでご注意ください。

- (1) 接種方法は集団接種か、個別接種か
- (2) 医療機関等の窓口において、接種費用の自己負担があるか
- (3) 「予防接種依頼書」のあて先は、自治体あてか、医療機関あてか

② 依頼書の交付申請（郵送での申請も可能です。）

保健所保健予防課に「予防接種依頼書交付申請書」をご提出ください。

※「予防接種依頼書交付申請書」は市ホームページからもダウンロードできます。

申請には押印（朱肉を使用するタイプのもの）が必要です。

※「予防接種依頼書交付申請書」の「あて先」欄に、事前確認したあて先をご記入ください。

③ 依頼書の交付（郵送での交付も可能です。）

保健所保健予防課から「予防接種依頼書」の交付と併せて「予診票」などの予防接種を受けるために必要な書類をお渡しします。

④ 接種

（1）滞在地の医療機関等で窓口負担がない（無料）定期予防接種の場合

⇒「予防接種依頼書」と「予診票」をお持ちいただき、滞在地の医療機関等で接種を受けます。この際、「予診票」の写しを必ずお受け取りください。

（2）滞在地の医療機関等で窓口負担がある（有料）定期予防接種の場合

⇒「予防接種依頼書」，「予防接種費助成申請書」，「予診票」をお持ちいただき、滞在地の医療機関等で接種を受けます。接種費用は一度、ご負担いただきます。「予防接種費助成申請書」の接種済証欄を医療機関等に記入押印してもらい、「予診票」の写しと併せてお受け取りください。

⑤ 書類の提出（郵送での提出も可能です）

（1）滞在地の医療機関等で窓口負担がない（無料）定期予防接種の場合

⇒保健所保健予防課へ「予診票」の写しをご提出ください。

※ 接種した市町村から直接宇都宮市へ提出がある場合は、「予診票」の写しのご提出は不要です。接種時に自己負担がない場合は以上で手続きは終了です。

（2）滞在地の医療機関等で窓口負担がある（有料）定期予防接種の場合

⇒保健所保健予防課へ「予防接種費助成申請書」，「予診票」の写しをご提出ください。

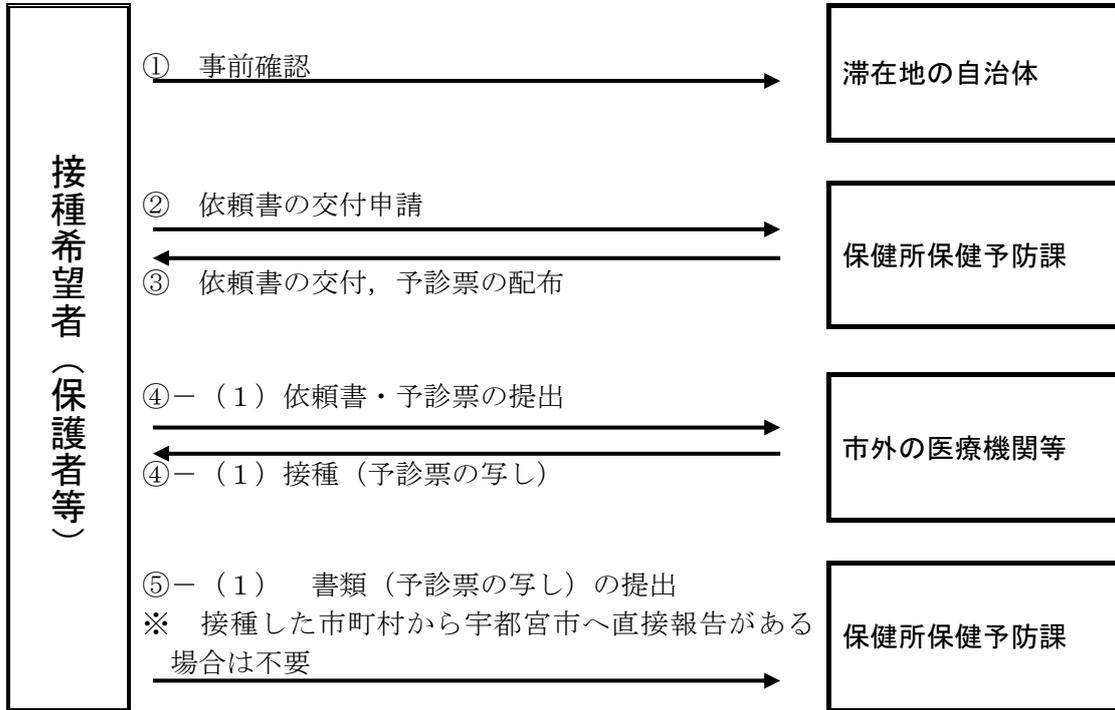
「予防接種費助成申請書」に必要事項を記入し、振込口座の通帳の写し（口座番号を確認できる箇所）、「予診票」の写しを添えて申請してください。接種日から6か月以内に申請してください。

⑥ 助成金の支払い

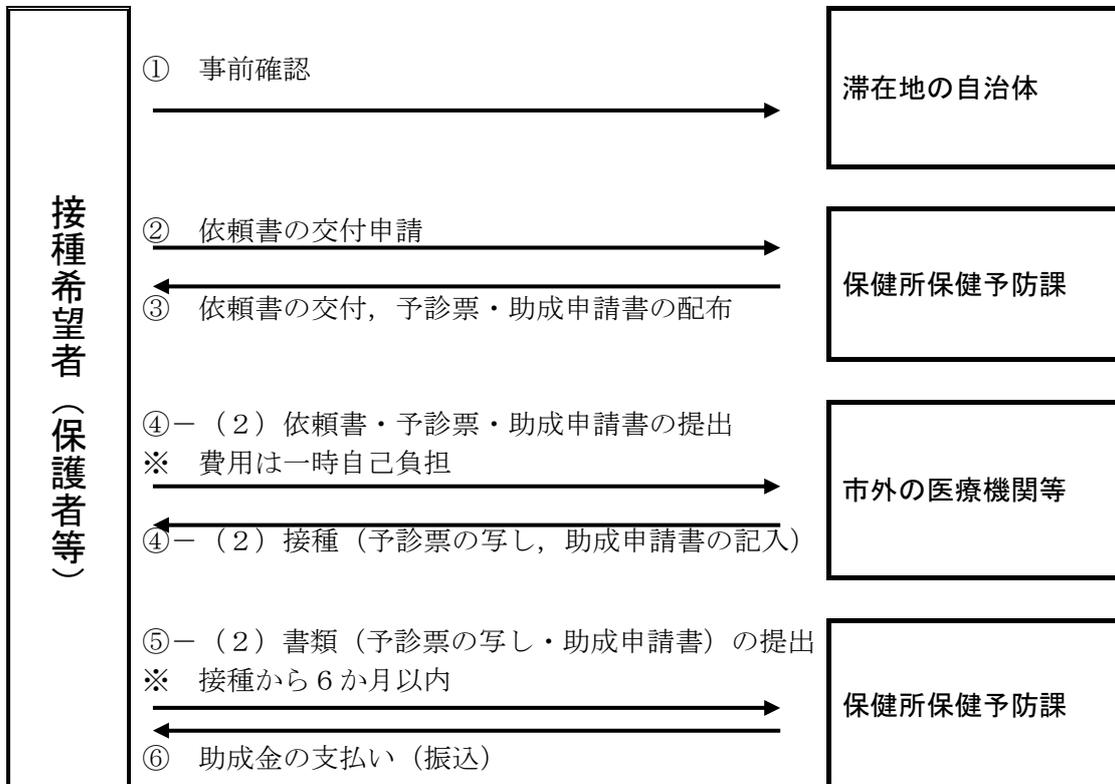
「予防接種費助成申請書」の提出後、宇都宮市から翌月の月末に助成金が振り込まれます。

助成金は宇都宮市が委託する医療機関における予防接種委託料額を上限としており、必ずしも市外で接種した費用の全額が振り込まれるわけではありませんので、予めご了承ください。

【滞在地で窓口負担がない（無料）定期予防接種の場合】



【滞在地で窓口負担がある（有料）定期予防接種の場合】



お問い合わせ先
 〒321-0974 宇都宮市竹林町 972
 宇都宮市保健所
 保健予防課 感染症予防グループ
 TEL：028-626-1114